

令和8年1月1日から制度が変わります！

みよし市正規雇用転換促進助成金

非正規雇用労働者の正規雇用化に向けた取り組みを、国とともに支援します！

市内事業所に勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換後、1年間雇用継続し、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」が支給された場合に助成金を交付します。

【交付対象者（事業者）の要件】

- ① みよし市内に雇用保険適用事業所がある事業者であること
- ② 令和5年4月以降に労働者の転換等を実施し、厚生労働省キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給が決定されていること
- ③ 市税の滞納がないこと

【交付対象労働者の要件】

- ① 厚生労働省キャリアアップ助成金（正社員化コース）第1期及び第2期の支給対象であること
- ② 転換された日から1年間継続して正社員として雇用されていること



令和8年1月1日から、交付対象労働者の居住地により助成金額が変更します！

区分	令和7年12月31日まで	令和8年1月1日から	
		市内在住	市外在住
有期⇒正規採用	中小企業	400,000	200,000
	大企業	300,000	150,000
無期⇒正規採用	中小企業	200,000	100,000
	大企業	150,000	75,000

※表中の助成金額は、交付対象労働者1人の第1期及び第2期の合計金額です。

※市内在住者とは、転換日及び交付申請日において本市内に住所を有する方です。

上記に加えて、令和8年4月1日から

転換実施報告について、1事業者につき1年度当たり5人までが上限となります。

【申請方法】

裏面「申請の流れ・提出書類」をご確認ください。

【問い合わせ先】

みよし市 市民経済部 産業振興課（商工）

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

TEL (0561) 32-8015 / FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

【申請の流れ・提出書類】

助成金申請について、国へは2回、市へは1回となります。

キャリアアップ助成金

- ① キャリアアップ計画書を提出
(愛知労働局またはハローワーク豊田へ)
※転換日の前日まで

みよし市助成金

非正規雇用労働者を正社員に転換

6か月
継続雇用後

- ③ キャリアアップ助成金支給
申請書(第1期)を提出

さらに6か月
継続雇用後

- 愛知労働局から
申請者に支給決定通知
(第1期)

- ④ キャリアアップ助成金支給
申請書(第2期)を提出

- 愛知労働局から
申請者に支給決定通知(第2期)

- ② 転換等実施報告書を市へ提出

<提出書類>

1. 転換等実施報告書【市様式第1号】
2. 交付対象労働者の内訳【市様式第2号】
3. 住民票閲覧及び調査の同意書(任意様式可)
※転換日から60日以内に提出

※ 国の第1期申請書及び支給決定
通知は、市への申請時に写しを提
出いただきます。
申請時まで保管をお願いします。
(内訳等含む一式※受領が確認できる状態)

1年
継続
雇用
後

～国の第2期の支給決定通知が届いてから～

- ⑤ みよし市正規雇用転換促進助成金交付申請書を
市へ提出

<提出書類>

1. 正規雇用転換促進助成金交付申請書【市様
式第3号】
2. 交付対象労働者等の内訳【市様式第2号】
3. 誓約書【市様式第4号】
4. 第1期及び第2期のキャリアアップ助成金
支給申請書の写し(内訳書等書類一式)
5. 第1期及び第2期のキャリアアップ助成金
支給決定通知書の写し
6. 市税の滞納がないことを示す書類(完納証
明書等)
7. 住民票閲覧及び調査の同意書(任意様式可)
8. 市請求書

※国の第2期支給決定日から30日以内に提出
※交付対象労働者が市外在住の場合、キャリアアップ助
成金に係る書類は第1期分のみ提出となります。

●令和8年1月1日からの注意事項●

【転換等実施報告書(②)】

- 交付対象労働者が市内在住者か否かを確認するため、「住民票閲覧及び調査の同意書」を添付してください。

【交付申請書(⑤)】

- 国の第2期支給決定後、国の第1期支給決定と合わせてまとめて1回で申請してください。
- 国の第1期及び第2期支給申請書及び支給決定通知書の写しを添付してください。(市外在住者は第1期分のみ)
- 交付対象労働者が市内在住者か否かを確認するため、「住民票閲覧及び調査の同意書」を添付してください。

みよし市助成金の支給